

議 案 第 78 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

土壤汚染対策法の改正に伴い、汚染土壌処理業の許可等に係る審査手数料を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和 27 年松戸市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「汚染土壌処理業の許可」を「汚染土壌処理業の許可等」に改める。

別表第 9 に次のように加える。

4 土壌汚染対策法第 27 条の 2 第 1 項に規定する汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料	1 件につき 120,000 円
5 土壌汚染対策法第 27 条の 3 第 1 項に規定する汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割承認申請手数料	1 件につき 120,000 円
6 土壌汚染対策法第 27 条の 4 第 1 項に規定する汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	1 件につき 120,000 円

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。